

令和4年第6回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年6月2日（木）13時29分から14時16分

2. 開催場所 香美市基幹集落センター2階大ホール

3. 出席委員（18名）

会長	19番 原 心一																		
会長職務代理	3番 小松 和啓																		
委員	1番 山内 茂	4番 藤原 新市	5番 堤 昭雄																
	6番 竹村 純吉	7番 三谷 富重	8番 西村 広幸																
	9番 三木 克司	10番 岡本 博臣	11番 竹平 豊久																
	12番 西岡 久	13番 森田 良彦	14番 上島 陽子																
	15番 五百蔵 純太	16番 門脇 義人	17番 岡田 修一																
	18番 宗石 大輔																		

4. 欠席委員（1名）

2番 山崎 彰

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
第3号 非農地証明願いについて
第4号 下限面積の設定について
第5号 農地法第18条第6項解約通知報告について
第6号 使用貸借返還通知報告について
第7号 農地法第5条の規定による届出について（報告）
第8号 香美市農用地利用集積計画について（諮問）
第9号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 進
事務局次長 岡村 昭彦
事務局係長 川村 周作
農地主事 森本 宏
農地係長 沖 好子

7. 会議の概要

事務局	開会（13時29分） それでは、ただ今から令和4年第6回農業委員会総会を開催いたします。香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっておりますので、議長を会長にお願いします。よろしくお願いします。
議長	はい、皆さん、こんにちは。それぞれ皆さん方大変お忙しい中、お集まり頂きましてありがとうございます。香北の方もですね、田植えが段々と進んできていますね、それぞれ皆さん方大変お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。本日の会を進めるにあたりまして議案の訂正がありますので

よろしくお願ひをしたいと思います。また本日、議事録署名人につきましては堤委員、門脇委員にお願いをしますのでよろしくお願ひを致します。なお、委員の中での欠席届が山崎委員から欠席届けが出ております。そういうことで本日の会を進めて参りたいと思いますのでよろしくお願ひをします。なお、私の方から先にですね、過日 31 日に東京で全国農業委員会の会長の代表会がありまして、毎年年に 2 回ありますが、それに出席をさせていただいておりまして、今日配られた文章の中で、持続可能な農業・農村を創るための政策提案ということですね、いくつか出しております。これは全体の中ですね、こういう政策を国に対してお願いをするというふうなことで、この抜粋についてはですね、高知県の選出の国会議員■先生だけが所用があつて来れませんでした。ただ秘書の方は来てくれましたが、そうした中ですね、国会議員の中で皆さん方にお願いをすること等について議員と話し合いをしました。■先生がいつも国会議員第二衆議院議員会館というところの地下に会議室があります。第 6 会議室を取っていたんですね、全員で話し合いをさせていただきました。いつも■先生のところの秘書にお願いをしてですね、その会場を取っていました。今回から衆議院が衆参両方が高知県選出ですね、与党議員ですので、1 回に会が終わります。今まで野党になりますと、野党は一緒に会をしませんので、別々に会をするのでうんと時間がかかりますけど、今年は 1 時間程度で終わりました。そんな中で、後ですね、また、このことについて皆さん方にご報告をし、また、どう言いますか、結果は出ませんけども、そういうことでこんなことを話し合えたということのお話をさせていただきたいと思いますが、順次ですね、議案に沿いまして進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひを致します。最初に議案について訂正がありますので事務局の方から説明をお願いします。

事務局

はい、まず、資料の確認をお願いしたいと思います。

資料の確認をお願いします。まず議案書です。それと写真の資料、それと利用権の設定等申出書があります。それと農地利用の最適化推進員意見交換会っていう資料があります。それと写真の資料ですね。それで今、原会長の方からありましたこちらの方の持続可能な農業・農村を創るための政策提案（抜粋）の 6 つの資料がありますが、皆さんお手元にありますでしょうか。いいですかね、はい。それでは資料の訂正をお願いしたいと思います。この議案書の 5 ページから 15 ページまでになります。議案番号の方が第 5 号となってますが、第 4 号が正しいですので、訂正の方をお願いします。5 号ページから 15 ページになります。訂正の方は以上です。

議長

それでは訂正がありました。報告をさせていただきましたので、議案に沿いまして議案第 1 号から進んでいきたいと思いますのでよろしくお願ひをしたいと思います。議案の第 1 号がですね、今回については 3 条案件が出ておりませんので、議案第 1 号非農地証明願についての説明をお願いします。

事務局

議案第 1 号 非農地証明願について説明致します。

1 番、申請地は上佐山田町繁藤字タカセ 754 番 1、地目は畑、面積は 106 m²、外 3 箔、計 4 箔、合計面積 606 m²、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は 754 番 1 及び 754 番 8 については祖父の代から■さんに貸しており、当時の借主が昭和 37 年月日不詳に自己用住宅を建築して居住しています。766 畔及び 767 畔 1 については、昭和 47 年月日不詳に父が自己用住宅を建築し宅地として利用しています。調査員は中西推進委員で資料は 1 です。以上です。

議長

はい、引き続きまして中西推進委員からのですね、補足説明をお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひをします。

推進委員
(9番)

はい、資料を読みますけど、754番1及び754番8については祖父の代から■さんに貸しており、当時の借主が昭和37年月日不詳に自己用住宅を建築して居住しています。766番及び767番1については、昭和47年月日不詳に父が自己用住宅を建築し宅地として利用しています。現地に一緒に確認に行きました間違いないです。以上です。

議長

はい、以上で補足説明終わりましたので、ただ今より、議案1号非農地証明願いについての質疑を行いたいと思いますが、皆さん方ご質問ありませんかね。

――質疑なし――

議長

格段無いようですが、無ければですね、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか

――異議なし――

議長

それでは議案第1号非農地証明願いにつきまして、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

――全員挙手――

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。

引き続きまして議案第2号農地法第18条第6項の解約通知報告について説明をお願いします。

事務局

報告第2号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。
1番、申請地は土佐山田町山田字時久251番1、地目は田、農振区分は農用地、面積は1,209m²の内1,200m²、外2筆、計3筆、合計面積3,230m²、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日、引渡日は令和4年5月9日、解約理由は病気発生でショウガの栽培が困難になった為です。以上です。

議長

議案第2号につきまして報告がありましたが、この件につきまして皆さん方から質問を受けたいと思いますが、何か質問ありませんかね。

――質疑なし――

議長

格段無いようですので、この件につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。

続きまして議案第3号農地法第4条の規定による届出の報告について説明をお願いします。

事務局

報告第3号 農地法第4条届出報告について説明します。

1番、申請地は土佐山田町旭町2丁目33番4、地目は畑、面積は179m²、申請者は議案書のとおり、転用目的は貸駐車場、資料は2で、調査員は事務局川村です。

2番、申請地は土佐山田町百石町1丁目87番4、地目は畑、面積は114m²、申請者は議案書のとおり、転用目的は木造スレート葺2階建、資料は3で、調査員は事務局川村です。以上です。

議長

以上報告がありました議案第3号農地法第4条の規定による届出の報告です

が、この件につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありますかね。

-----質 疑 な し -----

議 長 格段無いようですし、またこの所在の場所についてはですね、それぞれが市街化区域内であってですね。駐車場、また家が建つてもですね、問題が無いというふうに思いますので、この件につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。

引き続きまして議案第4号香美市農用地利用集積計画についての質問ですが、説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

まずは、農業公社による中間管理事業になります。

1番、土佐山田町岩次の農地2筆、合計2,133m²を[REDACTED]の[REDACTED]さんから高知県農業公社が借り受けます。その後、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。使用貸借権で、期間は5年です。

2番、香北町清川の農地3筆、合計814.84m²を[REDACTED]の[REDACTED]さんから高知県農業公社が借り受けます。その後、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、柚子を栽培します。貸借権で、期間は10年です

続いて、通常の貸借権になります。

3番、新規設定で、土佐山田町の農地、1,457m²を[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。貸借権で期間は5年です。

4番も新規設定で、土佐山田町の農地6筆、合計8,674m²を3番と同じ[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。貸借権で期間は5年です。

5番は再設定で、土佐山田町須江の農地4筆、合計2,477m²を[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、青ネギを栽培します。貸借権で期間は1年です。

6番は新規設定で、土佐山田町中野の農地2筆、合計1,957m²を[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。貸借権で期間は5年です。

7番は再設定で、土佐山田町中野の農地、1,163m²を6番と同じ[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。使用貸借権で期間は5年です。

8番は新規設定で、土佐山田町中野の農地、1,170m²を6番と7番と同じ[REDACTED]池さんが借り受け、水稻を栽培します。貸借権で期間は5年です。

9番も再設定で、土佐山田町西後入の農地3筆、合計3,285m²を[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。貸借権で期間は3年です。

10番は新規設定で、土佐山田町山田の農地6筆、合計5,396m²を[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。貸借権で期間は1年です。

11番も新規設定で、香北町五百蔵の農地8筆、合計6,685m²を[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。使用貸借権で期間は5年です。

12番は再設定で、香北町永野の農地2筆、合計524m²を[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。貸借権で期間は10年です。

13番も再設定で、香北町永野の農地6筆、合計1,729m²を12番と同じ[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。貸借権で期間は10年です。

14番も再設定で、香北町永野の農地10筆、合計2,506.2m²を12番13番と同じ[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。貸借権で期間は10年です。

15番も再設定で、香北町永野の農地、720m²を12番13番14番と同じ[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。貸借権で期間は3年です。

16番も再設定で、香北町永野の農地5筆、合計2,907m²を12番13番14番15番と同じ████████さんが借り受け、水稻を栽培します。貸借権で期間は10年です。

17番も再設定で、香北町永野の農地9筆、合計2,544m²を12番13番14番15番16番と同じ████████さんが借り受け、水稻を栽培します。貸借権で期間は10年です。

18番も再設定で、香北町永野の農地2筆、合計1,192m²を12番13番14番15番16番17番と同じ████████さんが借り受け、ネギを栽培します。貸借権で期間は10年です。

19番も再設定で、香北町永野の農地、1,057m²を12番13番14番15番16番17番18番と同じ████████さんが借り受け、カボチャを栽培します。貸借権で期間は10年です。

20番も再設定で、香北町永野の農地7筆、合計3,988m²を12番13番14番15番16番17番18番19番と同じ████████さんが借り受け、水稻、ネギを栽培します。貸借権で期間は10年です。以上です。

議長 以上で説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いですね、採決をしたいと思いますが、関係する委員さん、████委員さんが退席をいただいてですね、3番、4番を先に進めたいと思いますのでよろしくお願ひします。

-----████委員退席-----

議長 それでは議案第4号のですね、貸借権の件の岡田さんの案件、3番、4番について皆さん方より、質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね

-----質疑なし-----

議長 各段無ければ、採決に入りますが、ご異議ございませんか。

-----異議なし-----

議長 はい、それでは議案第4号の申請番号3番、4番の████委員が関連をしております案件につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

-----████委員入席-----

議長 █████君、賛同を得ましたので、是非お願ひをしたいと思います。
続きまして、すいません、████████、代表者の████さん
が出席ですので、この件についてもですね、退席をしていただいて、審議を
したいと思いますのでよろしくお願ひをします。

-----████委員退席-----

議長 12番から最終の20番までの9件ですが、████████が
作られるというふうなことですが、この件について皆さん方からご質問をいた
だきたいと思いますが、何か質問はありませんかね。

私、本人がちょっとおりませんが、構造改善をしてますよね、████は、そ

れと入っちゅう？

委員（3番） 入っちゅう。当然、入っちゅうところ。

議長 入っちゅう。全部がそうよね。

委員（3番） 全部とは、全部じゃない。

議長 なかなか結構筆が多いんで、まあ大変やないろうかと思うけれども、こうして [REDACTED] に作ってもらえるというふうなことはですね、大変農地を持つちゅう人は有難いと思います。是非とも小規模な構造改善事業をですね、柚子を作る、北川村とかいうところもどんどん進んでますし、[REDACTED] さんの、私も1回現場を見に行きたいなあというふうに思ってますが、やっぱり構造改善事業すれば、農地、その土地がですね、ある程度広くできて作りやすいと思いますので、こういう事業に是非とも積極的に参加をしていただいてですね、個人個人のせまち直し等制度の輪がいきちゅうと聞いています。ぜひ香美市の農林課にお願いをしてですね、できる限りやっていただいたら大変ありがたいと思いますし、物部の方でも私も昔 [REDACTED] 君の選挙の時にですね、見せてもらいましたが、あそこも段々畠であってもですね、きれいに整地をされて、あとお米も作りゆうところがあるわけですので、まあ条件不利地であっても、そういうことで市なり、県なり、国なりのお金を使ってですね、やっていくことについて、良くなれば非常にありがたいと思いますので、ぜひともそういう制度を活用してですね、やっていただきたいと思います。

すいません、12番から20番についてご質問無いようですので、採決に入つて構いませんかね。

――異議なし――

議長 はい、それでは12番から20番までの [REDACTED] の件につきまして賛成の方の举手をお願いします。

――全員举手――

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

―― [REDACTED] 委員入席――

議長 [REDACTED] さん、筆数が結構多いんですけど、こうして作っていただける方がおるということですね、大変ありがたいことだと思いますので、今後とも益々活躍していただいてですね、他所の地域でもこういう組織作ったところについてはですね、ぜひまたいろいろアドバイスをしてあげていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

それではすべての件につきまして、議案第4号のですね、質疑を受けたいと思いますが、何かありませんかね。

私もこの間、東京に行って全国大会の時に高知県から行った役員さんに、会長さんに色々とこう質問を投げかけて聞いてみました。「おまんらあ、総会、また定例会をやる時にどればあの時間かけてやりゆうぜよ。」ほんなら土佐市に私の友達がおりますが「俺らあ2時間ばあかかる。」3条申請は申請者を呼びつけて個人的に説明させた、そういう組もあり、うちもえいか悪いかわかりませんけど、あまり質問も出さずにですね、スムーズに今、今日もこういうことが進んでいくわけですが。どっちがいいのかよくわからんけど、少しでも皆さん方から何か疑問に思うようなことがあつたらですね、ご質問をいただ

ければ会議充実度というのが出来やせんろうかと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思います。質問が無ければ採決に入つて行きたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

――異議なし――

議長 それでは議案第4号香美市農用地利用集積計画の諮問ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

――全員挙手――

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして、その他の件ということになっておりますが、最初に私がちょっと皆さん方にご提案をしました、持続可能な農業・農村を創るための政策提案、この文書についてちょっと説明をさせていただきたいと思います。全国大会についてはですね、まだまだこれより他にもいろいろと提案がありましたけれども、これは高知県版ということで高知県の委員さんが、高知県選出の国会議員の皆さんにお願いをした内容であります。食料安全交渉ということでウクライナのロシアが戦争というか、戦争によってですね、食料危機ということが非常に叫ばれておりまし、またウクライナからですね、肥料をかなり日本も輸入をしゆうということで、その肥料が輸入量が少なくなると当然原価が上がってくるわけですが、国会議員の皆さんはですね、ウクライナからの肥料が、調達がしにくくなったら、あとは外国、別のどつか、カナダのどつか、そういうところから輸入をするように手配をしゆうというふうなこともあります、非常に単価が上がってきちゅういうふうなことも、皆さん、国会議員のみなさんもそれは知つてはおりますけど、つぶさにこちらからですね、肥料の値上がりがって、農家の人はなかなか品目を植えるけれども、お金が、単価が上がらないというふうなことでですね、何とかしてほしいというふうなお話はさせてもらいました。特に石油製品等がですね、非常に品不足になると高騰することについても十分わかってると思いますけども、国内で生産が出来ん物については、大変まあ単価が上がることについては当然であろうというふうに思うわけですが、我々からみたらですね、どうしようもないんじやないろうかというふうなことを言うたらいかんんですけど、そんなふうな考え方になりやあせんんだろうかというふうに思います。日本であればですね、米は自由に生産が出来ると、ほんでエネルギー問題じゃなくって食糧問題についてもですね、ただ余るもの米の消費拡大、そして小麦の問題についてもですね、米粉の代替というふうなことでですね、米粉を利用するのについて、かなり、こういろいろと検討はされゆうらしいですけども。小麦と同じような米粉が出来れば1番いいわけですが、それもなかなか今のところ難しい。そういうところの研究を、開発をしてほしいというふうなお願いはしてまいりました。

それから2番にですね、農地法第3条の下限面積の廃止というのが、すでに5月20日に閣議決定をされます。それで来年の4月からですね、これが指導されるか、その間に色々とまだ内容が変化があるかはわかりませんけれども、我々としてはですね、下限面積撤廃っていうことについては大体が、ほとんどが反対をしてます。ということは農地の分散化、そしてその農地ですね、実際に作つて生産に結びつくろうか、耕作放棄地にならあせんんだろうかという心配がするわけです。県下といいますか、市町村においてですね、それを下限面積撤廃したい、ほんならもう下限面積なしで売買できるようにしますかっていうことについてはまだ決定してません。香美市が勝手にやろうと思ってもできるかできんかそこもわかりません。ただ農業をするための農地の取得ですので、年間150日以上の農業実数が無いと、日数が無いとかんとか、それからやっぱり農機具も最低限のもんが必要ですよとか、ということを取りつ

けをするのか、それが各市町村でですね、バラバラっていうのも非常におかしくないかというふうなことがあってですね、県下統一、ある程度の農家としての最低限の農家として認めてもらえるようなことを1つ基準を作らんと困りやあせんんだろうかという話も出てましてですね、そういうことについても対策を考えていかなあいかんと思ってます。それから人・農地プラン等の集積っていうことも今やってますけれども、全国、国ではですね、8割を集積しなさいというふうなことを言いますけれども、まず無理であろうと高知県になると基盤整備率が今40%くらいしかないというふうなこともあってですね、そこにはなかなか到達をせんだろうかというふうなことを言ってますけども、それもこれから先、基盤整備を進めて認定農業者に集積をしていくということになろうかと思います。それで人・農地プランについてもこれからまだまだ取り組んでいかなあいかんというふうなことですが、コロナの関係でちょっと人が集まることが出来なかつたということもあってですね、その会合が持てないというふうなことです、高知県も一応、全市町村で人・農地プランの作成にあたってはですね、プランは出来ちゅうというふうなことは聞いてます。それから再生エネルギー等についてもですね、話し合いをされましたけれども、この件についてはあまり重要視はされませんでした。

それから営農型の太陽発電のことですが、これについてもですね、国会議員の皆さん方も十分理解をしていただいてまして、下に作る、ここに書いてあります、サカキ、シキビ、キノコ、ブルーベリー等と書いてありますが、これを通常の80%の収穫を得るようなことで無いと営農型の太陽光発電は設置はいきませんよと言いますけれども、なかなか規制が難しいんじゃないだろうかというふうなことは言っています。これについても、先生方についてもですね、下で、そりゃあ、80%の物を作るのは無理やろう。いうふうなことは言っていますけれども、現実としてですね、今度土佐山田町にも2箇所、この営農型発電施設を作りたいという人が申請を出してこようというふうなこともされておりますけども、まだ現在申請がありませんので、あってからですね、対応せなあいかんいうふうに思います。ただ香美市の農業委員会としては、隣地の人の同意は必須条件ですよというふうなことをお伝えをしましても業者としてはですね、営農計画、防除計画を立ててくれれば、文書で出してくれればですね、申請を受け付けなあいかんと、香美市では。受け付けた以上はここで審議はします。否決になってもですね、県へ送ります。ほなら県が認めた場合は設置が出来るんです。そんなことがありますので、これから先、こういうことについてもですね、十分に香美市としての対応もしていかなあいかんじやないろうかというふうに思います。

農業者年金についてはですね、直系の子供さんはいいけれども、配偶者についてはですね、農業者年金に入れないと、そんなになっちゃうかね。そういうことでですね、奥さんについても入れるように法制度を変えてほしいという要請がありました。

あと遊休農地対策というふうなことも出てますけれども、どう言いますかね、なかなか、それを全部遊休農地を無くすということにもいかんかもわかりませんが、高知県の中の農業委員会でもですね、遊休農地になっちゃうところは、耕作放棄地になっちゃうところは農地から外すというふうなことも、しておるところもあるし、高知市はそれが進みゆうというふうに聞いてますけども。それをして農地から外しても、耕作放棄地が改善されるわけが無いですね。そのところで、ほんなら外したきんてそこへ物が建てれるというふうなものであればまた別ですけども、中山間の非常に条件も悪い傾斜地なんかで面積が非常に少ない、狭いところでは建物建てたりということになってならないわけですので、そんなこともいろいろと香美市なんかもたくさん出てくると思いますので、これから先もですね、皆さん方からいろいろとご意見があればまた聞かせていただき、基盤整備事業実施されなければ活用の見込みが無いと判断された農地。見込みが無いけれども基盤整備をしたら見込みがあるとなつて

もですね、基盤整備するのに、なかなかそこまでいくのに、それぞれ地権者の同意がいる。今は自己負担なしでも基盤整備ができる制度があるので、そんなものを十分に利用するっていうか、そういうことを逆に農業委員会に提案をして下さいというふうなことをお願いをします。それから農業委員会組織についてはですね、1番最近になって言われるのは推進委員と農業委員と分けたこと。それを一緒にしてほしいと。委員会は、農業委員会としては各市町村の農業委員会ではですね、元のような委員と推進委員と分けた形ででなくって、全員が農業委員でええじゃないかと。する仕事は同じようなことですので、それでいいんじゃないかというふうなことをお願いをして行くというふうなことで、一応高知県としてはですね、こんなふうな要望をさせていただいて会議を終わったということです。皆さん方からこの中身を見てですね、ご質問があれば受けたいと思いますが、ちょっとまあ、見ていただいてですね、何か聞きたいことがあれば受けたいと思います。

事務局から他にあったらですね、その方の説明もしていただく間に皆さん方からお考えもいただいくいうふうな思いもありましたけれども、事務局からはですね、その他の件については格段無いというふうなことですので、何かありませんかね。

はい、どうぞ。

推進委員
(11番)

すいません、8番の件ですけど。農業委員会組織について、その1番で、農業委員一本化にするということは、推進委員も採決権をもてということでしょうか。

議長

いや、議決権どうこうでなくってですね、その中身、中身は変わらんよと言つて私もあも説明をするけんど、しゅう仕事はね。そこに議決権が無い人ですね、参加をしていってわしらあ何の意味もないと言う、どこもありますと。ただうちの場合は最適化交付金、その絡みもありますので、皆さん方より全員集まってくれますよって私は言いましたけんど。交付金を貰いやあせんところについてはですね、参加する人がおらんとか少ないとかいうふうなこともあるってということで、やっぱり、議決権持たさないかんやないかというふうなことは意見に出ました。

推進委員
(11番)

了解。

議長

それで交付金の絡みですけども、今年から交付金貰いやあせんでも全員が記帳せなあいかん。月に6回以上の仕事をせなあいかん。いうふうなことは明記されています。それが必須になってますので、何かは話聞くと1人でも出さんかったら、何かペナルティがどうか知らんけんど、何かそういう人がおらんように全員が記帳してもらうようになっていうふうな話は出ました。

推進委員
(11番)

すいません、その、ひと月6日ということですけど、義務化言われたらね、すごく戸惑う。

議長

分かります。ただ義務化みたいなもんよね。書く内容はそうやろう。例えば立ち話で、話をしても10分、5分、10分でも1回と見なして欲しいというふうなことは出ましたので、そういうことの、ひとつは頭に入れといていただいて、5分、10分、近所のおんちゃんなど話したとか、ちょっと道端で話したとか今日は水がこんとか、そんな話でもかまんと思いますので、まあひとつと記帳をしておいていただきたい。ただ記帳を皆さん方からしていただくですね、事務局はそれをある程度まとめて整理せなあいかんらしいです。それで人の配置、農業委員会の職員の増員を私が市長にお願いをしたいというふうに思っています。というのは先月の24日、毎年やってますが、高知県の11

市、今市が 11 あります。この 11 市の大会が毎年あります。大体 5 月の 20 日前後、来年は香美市です。それですね、そこへいくと事務局と事務局長、事務局次長、そして事務員。3 人体制、すべて 3 人で、香美市だけ 2 人。次長と係長かね、そんな関係ですね、もうこの記帳していただいた物をまた、職員が整理をしてですね、せなあいかんという仕事についてはひとつ仕事が増えるがですよ。人・農地プランの法制化についても、うちは農林課って言うて突っぱねちゅうけんと、そうはいかんがと、農業委員会も一緒になって、この人・農地プランの作成にはあたらなあいかんいうふうなことでですね、これから先、益々、農業委員会についての仕事量が増えてきやあせんろうかと思うので、私は是非とも市長にですね、もうひとり増やしてほしいという要望はしたいと思いますし、また今日はあと一緒に話をさせてもらいますが、市長との話し合いをですね、来月、再来月辺りに持ちたいと思います。今日の提案で皆さん方にまた要望を出していただいて、それをですね、いくつかピックアップして香美市農業委員会としては市長に提言をしたい、こんな問題があつて、これを何とかしてほしいということの提案したいと思いますので、来月の委員会までに皆さん方からご意見出していただいて、それをですね、いろいろ精査しながらですね、また全員というわけにもいきませんので、3 回くらいに分けてですね、今までやってきましたが、ああいう形のものを取りたいと思いますし、また皆さん方の農地が荒廃をしたり、それから何かあった時にですね、是非とも現地へ入って見に行ってほしいとかいうふうなこともありますね、取り入れてやりたいと思いますので、また皆さん方からそういうことがあつたらですね、是非ともこの会なり、この会の前段に事務局と話し合いをしておいていただきたいと思います。そしてこの会へかけてですね、まあそれやつたら現場へ見に行こうかねというふうなこともしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。さつき言ったように是非皆さん方の農業委員として、いろいろご意見が市長に言いたい意見があつたらですね、是非出していただきたい。それを今度の来月の委員会から先に市長の日程を合わせてですね、委員さん、約 1/3 程度の、3 回に分けてですね、話し合いを持ちたいと思いますのでよろしくお願ひします。内容的には何でも構いませんので出て来んかったら、出て来んかったでですね、今日のこの内容等についてですね、市長に提言をしたいと思います。毎年、毎年これはしなさいよというふうな農業委員会としては各市町村が、市長、組長に提言をしなさいというふうなことは出でますので今までずっとやってきましたが、皆さん、委員さんも新しい体制になりましたので行いたいと思いますので、年に 3 回やるやつたら結構頻繁にやりよらんと間に合いませんので、再来月の月…にやりたいというふうに思ってますのでよろしくお願ひします。事務局頼みますよ。

推進委員
(11番)
議長

有難うございました。

他に無ければですね、あと最適化推進委員の意見交換会を 5 分程度休憩して始めたいと思いますので、少しの間休憩します。

閉会(14時16分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長

原一也



署名人

堤昭雄



署名人

門脇義人

